

## 改正後

### 浦安市国際交流協会 役員(三役)選出に関する細則 2018年5月12日改正

#### (趣旨)

第1条 この細則は、浦安市国際交流協会会則（以下会則という）第8条に基づき、浦安市国際交流協会(以下協会という)の会長、副会長および会計の役員（以下三役という）を公明かつ円滑に選出するために、必要な事項を定める。

#### (三役の選出方法)

第2条 三役の立候補者を公募により募集し、運営会議（会則第13条参照）での選挙により選出された者が役員候補者となり、会則第12条に定める理事会の決議を経て、第11条に定める総会の承認により選出する。

#### (立候補の方法)

第3条 立候補者は2名の推薦者を必要とする。立候補者および推薦者の資格は在籍1年以上の現会員とする。

2 立候補者は、所定の届出書(添付別紙様式1)を選挙告示期間中に選挙管理委員会（協会事務局が代行して受領する）へ持参する。選挙管理委員会は、資格審査を行い、届出書を受領する。

3 立候補は、それぞれの役職に対して行い、重複して立候補することはできない。

4 三役が任期中に他の役職に立候補した時は、その立候補者の任期は当該年度で終了し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

5 立候補を辞退するときは、投票日の3日前までに理由書を添えて選挙管理委員会に届け出るものとする。

6 会長選挙落選者の副会長又は会計への再立候補を妨げない。

#### (選挙人)

第4条 選挙人は、運営会議を構成する会長、副会長、会計、及び正・副部会長とする。（会則第13条参照）ただし兼務がある場合の投票は1票とする。

#### (選挙管理委員会)

第5条 新たに三役を選出する場合、運営会議は選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、別途制定された選挙管理委員会規程に基づき運営する。

#### (選挙の方法)

第6条 会長選挙と副会長及び会計の選挙は時期を違えて実施する。会長選挙を先に実施した後に副会長および会計の選挙を実施する。これらの選挙の投票は2週間以上の期間を置き実施する。投票は無記名の投票とし、改選定数者の氏名を単記または連記する。得票数上位者から改選定数者を当選者とする。ただし立候補者が定数を超えなかった場合は、無投票当選とする。

2 前項会長候補選挙においては、第1回投票で各立候補者の得票数が過半数を超えない場合、上位2名までを対象に再投票を行う。ただし最多得票者に次ぐ同数得票者が複数の場合は、同数複数得票者を対象に再投票を行い、上位2名を確定する。その後再投票により過半数の得票者をもって決定する。

3 その他副会長候補者および会計候補者については、上記に準ずる。

4 選挙人は、告示期間終了後、翌日から選挙実施日前日までの期間に、別途選挙管理委員会により定められた方法で不在者投票を行うことができる。ただし本

条第2項に定める再投票はできない。

- 5 三役選挙で立候補者がいない場合、あるいは候補者が定数未満の場合は、再告示の上選挙を行う。(但し、再度定数未満の場合は選挙管理委員会が運営会議に申し出、運営会議がその対応を決定する)

(補充選挙)

第7条 三役に欠員が生じた場合は、補充選挙を行う。

- 2 補充選挙は原則として年度末に行うものとし、その実施時期については、運営会議と協議の上選挙管理委員会が決定する。
- 3 補充選挙により選出された三役の任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、選挙管理委員会と協議の上、運営会議が行い理事会・総会へ報告する。

附則1 この細則は、2018年5月13日から施行する。

- 2 この細則の施行に伴い、2014年2月22日改正の役員（三役）選挙実施要領は、同日廃止する。